



# 島根県報

平成20年 4 月 4 日 (金)  
第 1,971 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 告 示

生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出	( 地 域 福 祉 課 )	1
生活保護法の規定による指定医療機関の事業休止の届出	(       "       )	1
生活保護法の規定による介護機関の指定	(       "       )	2
介護保険法の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定	( 高 齢 者 福 祉 課 )	2
介護保険法の規定に基づく指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定	(       "       )	2
介護保険法の規定に基づく指定介護老人福祉施設の指定	(       "       )	3
介護保険法の規定に基づく指定介護老人福祉施設の指定の辞退	(       "       )	3
農地保有合理化事業規程の変更の承認	( 農 業 経 営 課 )	3
土地改良区の役員の就任及び退任	( 農 村 整 備 課 )	4
県営土地改良事業計画の決定 ( 2 件 )	(       "       )	5
県営土地改良事業計画の変更 ( 6 件 )	(       "       )	5
職場適応訓練委託規則第 9 条の規定に基づく職場適応訓練実施基準の一部改正	( 雇 用 政 策 課 )	8
地籍調査の成果の認証	( 用 地 対 策 課 )	8
島根県収入証紙の売りさばき人の指定	( 審 査 課 )	8
島根県収入証紙の売りさばきの廃止	(       "       )	8

### 公 告

狩猟免許の更新のための適性検査及び狩猟に関する講習会の開催	( 森 林 整 備 課 )	9
大規模小売店舗立地法の規定による承継の届出の縦覧	( 中 小 企 業 課 )	10
都市計画事業変更の認可	( 都 市 計 画 課 )	11

## 告 示

### 島根県告示第310号

生活保護法 ( 昭和25年法律第144号 ) 第50条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の 2 第 2 号の規定により告示する。

平成20年 4 月 4 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医 療 機 関 の 名 称	所 在 地	廃止年月日
サンアイリス薬局 平田店	出雲市平田町2164 - 4	平成20年 1 月31日

### 島根県告示第311号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の休止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成20年4月4日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称	所在地	休止予定期間
医療法人昭仁会今岡内科循環器科	出雲市古志町1058 - 2	平成20年4月1日から 平成21年3月31日まで

島根県告示第312号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成20年4月4日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者		実施する事業	事業所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
企業組合労協しまね事業団	大田市大田町大田イ129番地	小規模多機能型居宅介護	小規模多機能ホームすずらん	大田市大田町大田イ2759番地55	平成20年3月1日
企業組合労協しまね事業団	大田市大田町大田イ129番地	介護予防小規模多機能型居宅介護	小規模多機能ホームすずらん	大田市大田町大田イ2759番地55	平成20年3月1日
有限会社 えるだー	出雲市駅南町3丁目12番地1	小規模多機能型居宅介護	セカンド・サロンえるだー	出雲市駅南町3丁目12番地1	平成20年3月3日

島根県告示第313号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定に基づき告示する。

平成20年4月4日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
特定非営利活動法人 なごみ会	訪問介護	出雲なごみ会	出雲市大社町杵築西1778 - 1	平成20年4月14日

島根県告示第314号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項及び第53条第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の9第1号の規定により告示する。

平成20年 4 月 4 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指 定 年月日
石西厚生農業協同組合連 合会	通所リハビリテーショ ン	介護老人保健施設 セセ らぎ	鹿足郡津和野町枕瀬218 - 24	平成20年 3月31日
	介護予防通所リハビリ テーション			
津和野町	訪問看護	訪問看護ステーションセ きせい	鹿足郡津和野町枕瀬218 - 18	平成20年 3月31日
	介護予防訪問看護			
特定非営利活動法人 訪 問看護ステーションほほ えみ	訪問看護	特定非営利活動法人 訪 問看護ステーション ほ ほえみ	出雲市平田町2791番地 1	平成20年 4月 1 日
	介護予防訪問看護			
社会福祉法人 やまゆり	訪問介護	やまゆり訪問介護事業所	出雲市佐田町一窪田1961 番地 5	平成20年 4月 1 日
	介護予防訪問介護			

島根県告示第315号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第48条第 1 項第 1 号の規定に基づき、指定介護老人福祉施設を次のとおり指定したので、同法第93条第 1 号の規定に基づき告示する。

平成20年 4 月 4 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

開設者の名称	施設 の 名称	施設 の 所在地	指 定 年月日
社会福祉法人 やまゆり	特別養護老人ホーム やまゆり 苑	島根県出雲市佐田町一窪田1961番地 5	平成20年 4月 1 日

島根県告示第316号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第91条の規定に基づき、次のとおり指定介護老人福祉施設の指定の辞退があったので、同法第93条第 2 号の規定に基づき告示する。

平成20年 4 月 4 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

開設者の名称	施設 の 名称	施設 の 所在地	辞 退 年月日
社会福祉法人 出雲市社会福祉 協議会	特別養護老人ホーム やまゆり 苑	島根県出雲市佐田町一窪田1961番地 5	平成20年 3月31日

島根県告示第317号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第 8 条第 1 項の規定により財団法人しまね農業振興公社の次の事業に

係る農地保有合理化事業規程の変更について承認したので、同条第2項において準用する同法第7条第5項の規定により告示する。

平成20年4月4日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 農地売買等事業
- 2 農地売渡信託等事業
- 3 農地貸付信託事業
- 4 農業生産法人出資育成事業
- 5 研修等事業

#### 島根県告示第318号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成20年4月4日

島根県知事 溝 口 善兵衛

#### 雲南市加茂町土地改良区

##### 1 就任した役員の氏名及び住所

###### 理事

- 青木 征温 雲南市加茂町立原273番地 1  
佐藤 昇 雲南市加茂町大西191番地  
渡部 彰夫 雲南市加茂町南加茂898番地 1  
尾原 昭一 雲南市加茂町神原1187番地  
日野 一夫 雲南市加茂町三代923番地 1  
渡部 満善 雲南市加茂町大竹110番地 4  
飯塚 稔 雲南市加茂町猪尾123番地  
田中 國夫 雲南市加茂町加茂中1070番地  
渡部 幹 雲南市加茂町東谷962番地  
内部 武雄 雲南市加茂町砂子原343番地  
速水 雄一 雲南市加茂町神原1003番地  
深田 徳夫 雲南市加茂町猪尾74番地 2

###### 監事

- 勝部 新治 雲南市加茂町三代767番地  
大塚 光則 雲南市加茂町延野202番地 1

##### 2 就任年月日

平成20年3月9日

##### 3 退任した役員の氏名及び住所

###### 理事

- 青木 征温 雲南市加茂町立原273番地 1  
佐藤 昇 雲南市加茂町大西191番地  
渡部 彰夫 雲南市加茂町南加茂898番地 1  
尾原 昭一 雲南市加茂町神原1187番地  
日野 一夫 雲南市加茂町三代923番地 1

岡 精一 雲南市加茂町延野572番地 2  
飯塚 稔 雲南市加茂町猪尾123番地  
田中 國夫 雲南市加茂町加茂中1070番地  
渡部 幹 雲南市加茂町東谷962番地  
内部 武雄 雲南市加茂町砂子原343番地  
速水 雄一 雲南市加茂町神原1003番地  
深田 徳夫 雲南市加茂町猪尾74番地 2

## 監事

西 基宣 雲南市加茂町宇治417番地  
山崎 英視 雲南市加茂町新宮69番地

## 島根県告示第319号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第 1 項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を決定したので、同条第 5 項の規定により次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了後15日以内に申し出られたい。

平成20年 4 月 4 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 縦覧に供する書類の名称  
能義第二地区区画整理事業（県営農業生産法人等育成緊急整備事業）計画書の写し
- 2 縦覧の期間  
告示の日から21日間
- 3 縦覧の場所  
安来市役所

## 島根県告示第320号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第 1 項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を決定したので、同条第 5 項の規定により次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了後15日以内に申し出られたい。

平成20年 4 月 4 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 縦覧に供する書類の名称  
養賀原地区区画整理事業（県営農業生産法人等育成緊急整備事業）計画書の写し
- 2 縦覧の期間  
告示の日から21日間
- 3 縦覧の場所  
雲南市役所

## 島根県告示第321号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の 3 第 1 項の規定に基づき、鹿足（津和野）地区を受益地域とする区画整理事業（県営中山間地域総合整備事業）の計画を変更したので、同条第 6 項において準用する同法第87条第 5 項の規定に

より、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該事業計画の変更に異議のあるものは、縦覧期間満了後15日以内に申し出られたい。

平成20年4月4日

島根県知事 溝口善兵衛

1 縦覧に供する書類の名称

鹿足(津和野)地区区画整理事業(県営中山間地域総合整備事業)変更計画書の写し

2 縦覧の期間

告示の日から21日間

3 縦覧の場所

津和野町役場

---

島根県告示第322号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の規定に基づき、鹿足(日原)地区を受益地域とする用排水施設事業(県営中山間地域総合整備事業)の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該事業計画の変更に異議のあるものは、縦覧期間満了後15日以内に申し出られたい。

平成20年4月4日

島根県知事 溝口善兵衛

1 縦覧に供する書類の名称

鹿足(日原)地区用排水施設事業(県営中山間地域総合整備事業)変更計画書の写し

2 縦覧の期間

告示の日から21日間

3 縦覧の場所

津和野町役場

---

島根県告示第323号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の規定に基づき、鹿足(日原)地区を受益地域とする区画整理事業(県営中山間地域総合整備事業)の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該事業計画の変更に異議のあるものは、縦覧期間満了後15日以内に申し出られたい。

平成20年4月4日

島根県知事 溝口善兵衛

1 縦覧に供する書類の名称

鹿足(日原)地区区画整理事業(県営中山間地域総合整備事業)変更計画書の写し

2 縦覧の期間

告示の日から21日間

3 縦覧の場所

津和野町役場

---

島根県告示第324号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、鹿足（柿木）地区を受益地域とする用排水施設事業（県営中山間地域総合整備事業）の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該事業計画の変更に異議のあるものは、縦覧期間満了後15日以内に申し出られたい。

平成20年 4 月 4 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 縦覧に供する書類の名称

鹿足（柿木）地区用排水施設事業（県営中山間地域総合整備事業）変更計画書の写し

2 縦覧の期間

告示の日から21日間

3 縦覧の場所

吉賀町役場

---

島根県告示第325号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、鹿足（柿木）地区を受益地域とする区画整理事業（県営中山間地域総合整備事業）の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該事業計画の変更に異議のあるものは、縦覧期間満了後15日以内に申し出られたい。

平成20年 4 月 4 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 縦覧に供する書類の名称

鹿足（柿木）地区区画整理事業（県営中山間地域総合整備事業）変更計画書の写し

2 縦覧の期間

告示の日から21日間

3 縦覧の場所

吉賀町役場

---

島根県告示第326号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、鹿足（六日市）地区を受益地域とする区画整理事業（県営中山間地域総合整備事業）の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該事業計画の変更に異議のあるものは、縦覧期間満了後15日以内に申し出られたい。

平成20年 4 月 4 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 縦覧に供する書類の名称

鹿足（六日市）地区区画整理事業（県営中山間地域総合整備事業）変更計画書の写し

2 縦覧の期間

告示の日から21日間

3 縦覧の場所

吉賀町役場

島根県告示第327号

職場適応訓練委託規則第9条の規定に基づく職場適応訓練実施基準（昭和42年島根県告示第59号）の一部を次のように改正する。

平成20年4月4日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第6条第1項を次のように改める。

職場適応訓練の訓練時間は、原則として1月につき170時間とする。

附 則

この告示は、平成20年4月4日から施行する。

島根県告示第328号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、地籍調査の成果を次のとおり認証したので、同条第4項の規定により告示する。

平成20年4月4日

島根県知事 溝 口 善兵衛

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成 果 の 名 称		調査を行った地域	認証年月日
		地 籍 図	地 籍 簿		
江津市	平成18年度～19年度	25枚	1冊	南川上1区	平成20年3月26日
美郷町	平成15年度～19年度	34枚	1冊	竹	平成20年3月26日

島根県告示第329号

島根県収入証紙条例（昭和39年島根県条例第43号）第5条第1項の規定により島根県収入証紙の売りさばき人を次のとおり指定したので同条第3項の規定により告示する。

平成20年4月4日

島根県知事 溝 口 善兵衛

指定年月日	指定番号	住 所 及 び 氏 名	売 り さ ば き 場 所
平成20年4月1日	971	簸川郡斐川町大字莊原町2230番地1 グリーンコープ生活協同組合 理事長 中川 孝子	出雲市今市町109-1 出雲市役所 売店

島根県告示第330号

次の者から島根県収入証紙売りさばき人の廃止届の提出があり、指定の取消しをしたので、島根県収入証紙条例（昭和39年島根県条例第43号）第5条第3項の規定により告示する。

平成20年4月4日

島根県知事 溝 口 善兵衛



取消年月日	指定番号	売りさばき場所	住所及び氏名
平成20年 2 月29日	955	出雲市大津町1139番地 島根県出雲合同庁舎売店 大田市長久町長久八 7 - 1 番地 島根県大田集合庁舎売店	簸川郡斐川町大字莊原町2230番地 1 まいにち生活協同組合

## 公 告

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第51条の規定に基づき、狩猟免許の更新のための適性検査及び狩猟に関する講習会を次のとおり開催するので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号。以下「施行規則」という。）第59条において準用する施行規則第51条第 2 項の規定に基づき公告する。

平成20年 4 月 4 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

### 1 適性検査及び受講の対象者

島根県内に住所を有し、狩猟免許の更新を受けようとする者

### 2 講習科目及び時間

科 目	時 間
鳥獣保護及び狩猟等関係法令に関する事項	3 時間以上
鳥獣の保護管理に関する事項	
鳥獣の判別等に関する事項	
猟具の取扱い等に関する事項	

### 3 適性検査

科 目	検 査 事 項
視 力	視力及び視野の検査
聴 力	聴力の検査
運 動 能 力	歩行、四肢の屈伸、拳手及び手指の運動能力の検査

### 4 開催日時及び場所等

月 日	時 間	所在地及び会場名	対 象 区 域
6 月17日（火）	午前 9 時	益田市昭和町13 - 1 益田合同庁舎	益田市、鹿足郡
6 月19日（木）	午前 9 時	鹿足郡津和野町日原22 - 1 日原山村開発センター	益田市、鹿足郡
6 月19日（木）	午後 1 時30分	浜田市片庭町254 浜田合同庁舎	浜田市（旧浜田市、金城町、旭町に限る。）
6 月20日（金）	午後 1 時30分	浜田市片庭町254 浜田合同庁舎	浜田市（弥栄町、三隅町に限る。）、 江津市
6 月26日（木）	午前 9 時	益田市昭和町13 - 1 益田合同庁舎	益田市、鹿足郡

7月3日(木)	午後1時30分	雲南市木次町里方531-1 雲南合同庁舎	雲南市(三刀屋町、吉田町、掛合町に限る。)、奥出雲町、飯南町
7月4日(金)	午後1時30分	雲南市木次町里方531-1 雲南合同庁舎	雲南市(大東町、加茂町、木次町に限る。)
7月9日(水)	午前9時	松江市東津田町1741-1 松江合同庁舎	松江市、安来市、東出雲町
7月10日(木)	午前9時	松江市東津田町1741-1 松江合同庁舎	松江市、安来市、東出雲町
7月11日(金)	午前9時	出雲市大津町1139 出雲合同庁舎	出雲市、斐川町
7月23日(水)	午前9時	大田市長久町長久八7-1 県央保健所	大田市
7月23日(水)	午前9時30分	隠岐郡隠岐の島町港町塩口24 隠岐合同庁舎	隠岐郡
7月24日(木)	午前9時	邑智郡川本町大字川本279 川本合同庁舎	川本町、邑南町
7月25日(金)	午前9時	邑智郡川本町大字川本279 川本合同庁舎	美郷町
9月3日(水)	午前9時	松江市東津田町1741-1 松江合同庁舎	県内全域

## 5 狩猟免許更新申請方法等

### (1) 狩猟免許更新申請手続

狩猟免許更新申請書に記載事項を記入し、写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、裏面に撮影年月日及び氏名を記載したもの)1枚を添えて申請すること。

また、銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可を現に受けている場合にあつては当該許可に係る許可証の写しを、当該許可を現に受けていない場合にあつては医師の診断書を添付すること。

### (2) 狩猟免許更新手数料

2,900円(当該金額に相当する額の島根県収入証紙を申請書の手数料欄にはり付けて納付すること。)

### (3) 狩猟免許更新申請書提出期限

隠岐支庁農林局林業振興・普及グループ、各農林振興センター林業振興グループ及び事務所総務・鳥獣スタッフに備え付けた狩猟免許更新申請書用紙により、当該講習及び適性検査実施日の10日前までに提出すること。

なお、郵送する場合は、封筒の表に「狩猟免許更新申請書」と朱書きし、受講票の送付に必要な郵送料に相当する郵便切手をはり付け、あて名を明記した返信用封筒を添えて提出すること。

### (4) 申請書の提出先

住所地を管轄する隠岐支庁農林局林業振興・普及グループ、各農林振興センター林業振興グループ及び事務所総務・鳥獣スタッフに申請すること。

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第11条第3項の規定による届出があつたので、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

平成20年 4 月 4 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 届出があった大規模小売店舗の名称及び所在地  
シティパルク浜田 島根県浜田市相生町1391番地 8
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称、代表者の氏名及び所在地  
宮田建設工業株式会社 代表取締役 宮田 弘 島根県浜田市朝日町91番地13  
龍河商事株式会社 代表取締役 龍河 重雄 島根県浜田市浅井町1580番地
- 3 届出の理由  
届出者である朝日木材工業株式会社から建物の譲渡を受けたため
- 4 譲渡の年月日  
平成20年 1 月10日
- 5 譲渡前に届出をした者の名称及び所在地  
朝日木材工業株式会社 島根県浜田市相生町3842番地
- 6 譲渡に係る店舗面積  
3,027平方メートル
- 7 縦覧場所  
浜田市産業政策課 ( 浜田市殿町 1 番地 )

---

都市計画法 ( 昭和43年法律第100号 ) 第63条第 2 項の規定において準用する同法第62条第 1 項の規定により、都市計画事業の事業計画変更の認可の告示 ( 平成20年 3 月26日中国地方整備局告示第35号 ) があったので、同法第66条の規定により、都市計画事業の施行について次のとおり公告する。

平成20年 4 月 4 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 都市計画事業の種類及び名称  
浜田都市計画及び江津都市計画公園事業 9 ・ 6 ・ 1 号石見海浜公園
- 2 施行者の名称  
島根県
- 3 事務所の所在地  
浜田市片庭町254 浜田県土整備事務所
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
浜田市国分町地内及び久代町地内  
江津市波子町地内及び敬川町地内
  - (2) 使用の部分  
なし

